

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

教育職員免許法の一部改正（令和4年7月1日施行）により、教員免許更新制が廃止となったことから、使用料及び手数料条例の一部を改正し、更新関係に係る申請手数料6項目を廃止する。これらを千葉県収入証紙により納入することが定められている別表第二の規定を廃止する。

廃止される6項目	
①有効期間更新申請手数料	④有効期間延長申請手数料
②更新講習修了確認申請手数料	⑤修了確認期限延期申請手数料
③免許状更新講習免除認定申請手数料	⑥附則第2条第3項第3号の確認申請手数料

2 改正の内容

教員免許更新制に係る申請手数料を千葉県収入証紙により納入することが定められている別表第二中以下を削る。

- ・有効期間更新申請手数料
- ・有効期間延長申請手数料
- ・更新講習修了確認申請手数料
- ・附則第二条第三項第三号の確認申請手数料
- ・修了確認期限延期申請手数料
- ・免許状更新講習免除認定申請手数料

3 施行期日

公布の日

4 意見公募手続き（パブリックコメント）について

千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第4項第2号及び第8号に該当するため、意見公募手続きは実施しないものとする。